

豊島区税制度調査検討会議報告書の提出にあたって

本日、豊島区税制度調査検討会議池上岳彦会長より「報告」をいただきました。これは、さる5月23日に豊島区狭小住戸集合住宅税条例附則第3項に基づき、豊島区狭小住戸集合住宅税施行後における条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、同税がとるべき必要な措置について差し上げた諮問に答えるものであります。

豊島区が狭小なものに偏った住宅ストックのは正を図るものとして創設いたしました法定外税であります「狭小住戸集合住宅税」は、拡充されたばかりの課税自主権を行政課題の解決に利用しようと先鞭をつけたものでございまして、その精神について、いまだにもって強い関心が払われております。しかし、なによりも重要で、かつ注目されておりますのは、同税創設による効果でございましたが、このたび、初めて同税についての評価をいただけたということであります。

報告書によれば、同税創設時の状況認識は是認される上、29m²未満の住戸をもつ集合住宅の建築を抑制していることが確認されること。一方で、豊島区の住宅ストックのバランスはやや改善の兆しが見られるものの、木造賃貸アパートの建て替えによって狭小な住宅が長期にわたって再生産される可能性が高いため、引き続き建築を抑制する施策を継続する必要があり、課税という経済的手段は施策の一環として継続するべきであるとのことであります。

頂戴いたしました報告につきましては、法定外税についての評価に止まらず、区の施策に対する真摯なご指摘として、厳粛に受け止め、現在審議中の住宅マスタープランの結果を踏まえながら今後の住宅施策を展開してまいります。

平成20年11月10日

豊島区長 高野之夫